

豊岡演劇祭 ハラスメント防止ガイドライン

2021年7月22日策定

2022年7月27日改訂

2023年4月1日改訂

2024年4月1日改訂

1. ガイドライン策定の趣旨

豊岡演劇祭は、舞台芸術の発展およびまちづくりの課題解決を目的とした事業です。その目的を果たすためには、豊岡演劇祭に関わるすべての人が、人として対等で、身体的、精神的に安全な環境を保障されていることが必須です。

このガイドラインは、豊岡演劇祭の事業に関わるすべての人に対し、ハラスメントの定義を確認するとともに、本事業に関連して生じうるハラスメントを例示し、理解を促すことで、その防止に努めることを目的に策定しました。また、ハラスメント事案が発生したときには、このガイドラインに即して問題解決と再発防止にあたることとします。

2. ハラスメント対策におけるビジョン

豊岡演劇祭は、以下のビジョンを掲げ、ハラスメントのない良好な環境づくりに取り組みます。

- (1) 豊岡演劇祭に関わるすべての人の人権が守られ、自分の意思で活動することができる。
- (2) 豊岡演劇祭に関わるすべての人が、属性や言動によって差別されることなく、互いに尊重し合い、人として対等に、意見交換や対話を行うことができる。
- (3) 豊岡演劇祭に関わるすべての人が、身体的精神的に安全な状況で過ごすことができる。

3. ハラスメントの定義と事例

ハラスメントとは、他者の尊厳を傷つける言動の総称です。他者に不快感や不利益を与える言動はハラスメントに該当し、行為者の意図とは関係がありません。

また、優位的な立場や権限を背景に行われるハラスメントを特にパワーハラスメントと呼びますが、対等な立場でもハラスメントが発生する場合があります。

〈ハラスメントに該当すると考えられる事例〉※限定列举ではありません。

○パワーハラスメント

- ・身体的な攻撃 ※暴行・傷害は犯罪行為です。
- ・精神的な攻撃
 - 脅迫する。
 - 差別発言や、差別の扇動をする。
 - 殴る真似をしたり、壁や机などを叩いたり蹴ったりして、威嚇する。
 - 人格や能力を否定するような言葉を用いる。
 - 出身や学歴など、業務と無関係なことを非難する。
 - 必要以上に厳しく叱責したり、長時間叱責したりする。
 - 大勢が見ているメーリングリストに個人を罵倒するメールを流す。
 - 個人の秘密を暴露する。

- ・人間関係からの切り離し
 - 関係している事業について必要な情報を教えない。
 - ワークショップの間、特定の参加者を無視する。
- ・過大な要求
 - 遂行不可能だと告げられても、やる気や理解の問題にすり替えて聞き入れない。
 - 無理をすればできるということを遂行可能と見なし、作業を強要する。
 - 実際に業務を行う者の意見を聞かず、的外れな改善案を押しつける。
- ・過小な要求
 - それまで行っていた業務を、必然性なく奪う。
- ・個の侵害
 - 業務上の必要なく、個人のプライバシーに関わることをしつこく聞く。
 - 意見を表明したくない事柄について、意見の表明をしつこく迫る。

○セクシュアルハラスメント

- ・様々な立場をほのめかして性的な関係を要求する。
- ・本人の同意なく、意識的に身体に接触する。
- ・会議やワークショップにおいて、必然性なく性的な会話をする。
- ・性的指向や性自認を詮索したり、からかったりする。
- ・性的な噂を意図的に流したり、性的指向や性自認を本人の許可なく人に話したりする。
- ・性別に関する蔑視発言をする。

○アルコールハラスメント

- ・飲み会への参加や、飲酒を強要する。

○アカデミックハラスメント

- ・指導と称して、人格や能力を否定する。
- ・関係した作品をのちに盗用したり、同意なく、公開したりする。
- ・不必要な深夜の指導や、他人の目に触れない環境での個人指導を強要する。
- ・学習や研究をさせず雑用を押し付ける。
- ・学習や研究へのアドバイスを求めても応じない。
- ・命じた作業についてその手順や理由を説明しない。

○マタニティハラスメント

- ・妊娠したこと、子育て中であることを理由に、本人の同意なく役割を奪う。
- ・妊娠している者に過度な業務をさせる。

4. ハラスメントの防止

(1) ハラスメントの防止目的

ハラスメントが発生すると、個人の尊厳と人格が傷つけられ、健全な業務遂行や創作活動に支障をきたします。また、ハラスメントの発生に至らなくても、自由で対等な対話ができなくなっている環境では、活動が萎縮し、組織運営上の問題が起こりやすくなります。

よって、豊岡演劇祭では、ハラスメントの防止と共に、ハラスメントが起きにくい環境作りに取り組みます。

(2) ハラスメント防止のための取り組み

豊岡演劇祭実行委員会では、全スタッフで本ガイドラインを確認する機会を定期的に設け、

意識啓発に努めるほか、関わるすべての人に本ガイドラインに同意いただくこととします。

(3) 関係性の整理

相手との関係性・優位性について各人が認識することが、ハラスメントの防止につながります。豊岡演劇祭実行委員会という組織における関係性・優位性は一般的な企業と違う部分があるため、以下に関係性を整理します。なお、以下に示す例以外にも、様々な要因により立場の優位性が発生することがあります。

① 豊岡演劇祭実行委員会と外部の人の関係

豊岡演劇祭実行委員会は、事業の主催者であり、運営における意思決定の中心となるため、実際に上演を行う団体や外部スタッフなどに対し、優位的な立場となりえます。

② 豊岡演劇祭実行委員会スタッフ同士について

すべての豊岡演劇祭のスタッフは自らの自由意思によりこの企画に参画しており、対等の関係です。しかし、作品や公演を選定するスタッフや各事業の責任者は、一般の豊岡演劇祭スタッフに対しても大きな力を持つこととなります。また、年齢やキャリアの長さによっても、優位性が発生する可能性が高くなります。

(4) 加害者とならないために

誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、誰でもハラスメントの加害者となる可能性があることを自覚し、特に以下の項目について注意することとします。

- ・自分がどんな力を持っているのかを把握し、それが適正に使えているかを確認する。
- ・責任の範囲を意識し、自分がすべきことに責任を持つと同時に、責任がない事柄については必要以上に介入しない。
- ・「やめて」と言われたときは、例え本心ではないように見えてもその行為をやめる。また、本人以外から言われたときも、見ている周囲の人にとっても精神的・身体的に被害を受けている場合があることに留意し、真摯に受け止める。
- ・仕事を頼む時は無理強いしない。また、断られた場合、相手に罪悪感を抱かせるような言い方をすることは相手をコントロールしようとする行為となるため、注意する。
- ・自分の行為がハラスメントではないかと指摘された時は、「誤解されている」「攻撃されている」と思う前に、自分の行為に「リスペクトがあったか」「配慮があったか」を見つめ直す。

5. ハラスメント事案への対応と体制

豊岡演劇祭は、起きてしまったハラスメントに厳正に対処します。その目的は、被害者の尊厳や権利の回復と再発防止です。行為者への攻撃や排斥が目的ではありません。

なお、ある行為がハラスメントにあたるかどうかは、状況や業務上の必要性を踏まえて、慎重に判断されます。

(1) 豊岡演劇祭実行委員会が措置を講じる義務を負う範囲

豊岡演劇祭の業務に関連して、豊岡演劇祭に関わる人がハラスメントを起こした場合、あるいはハラスメントを受けた場合、豊岡演劇祭実行委員会は、必要な救済措置と再発を防止するための措置を講じる義務を負います。なお、ハラスメントが起きたのが豊岡演劇祭とは関連のない場所であっても、豊岡演劇祭での地位や権限を利用して行われた場合、豊岡演劇祭の業務に関連すると判断することがあります。

また、豊岡演劇祭の主要な立場にある者がハラスメントを行った場合には、それが豊岡演

劇祭の業務に関連するか否かを問わず、主要な立場にあることの是非の問題が生じます。

- (2) ハラスメントを受けたと感じたら誰でもハラスメントの被害を申告する権利があります。また、ハラスメントに至らなくても、不快な思いをすることがあれば、相手に対して嫌だということを明確に意思表示することが重要です。事案解決や状況の改善に向けて話し合うことを試みましょう。

しかし、難しい場合は、無理をする必要はありません。そのような場合は、自分一人で抱え込むのではなく、周りの誰かに相談しましょう。豊岡演劇祭実行委員会では、ハラスメント相談窓口ならびにハラスメント対策チームを設けています。また、公的機関の相談窓口などに相談することも有効です。

これらの行動はあなたにとって勇気のいることですが、まずは話す相手を探しましょう。なお、相談する際には、被害の内容がわかるような記録など、情報や証拠が多いほど相談は容易になります。

- (3) ハラスメントを目撃したら

被害を目撃したときは、気軽にハラスメントであることを指摘しあえる環境を作りましょう。直接「ハラスメント」という言葉を使わなくても、「今のは少しリスペクトが足りませんでしたよ。」などの言い方をすることもできます。

なお、被害を目撃することで、直接被害を受けた人と同等に傷つくこともあります。その場で言葉が出てこない、動けない、などの状況に陥っても、自分を責める必要はありません。その場合は、当事者として被害を申告する権利があります。

被害者から相談を受けた場合は真摯に対応し、現場を目撃した場合は事態を悪化させないように迅速な対応を心掛けてください。

① 被害者に対し、積極的に声を掛け、必要に応じて相談に乗りましょう。

② 被害者の話を聞くときは、先入観や偏見は捨てて、公平中立な立場で対応しましょう。

※ 被害者に対する「気にしすぎ」「相手も悪気はない」等の発言はセカンドハラスメント(二次被害)を引き起こします。まずは被害者の気持ちを受け止めてください。自分の考えを押し付けることは厳禁です。

③ 関係者のプライバシーを守るため、秘密は厳守しなければなりません。

※ 被害者や関係者等のプライバシーへの配慮が最も重要です。被害者や関係者等の名前や内容をやむを得ず第三者に話すときは、必ず事前に本人の了解を得てください。

④ 被害者が望んでいる解決方法を一緒に考えましょう。対応に迷う場合は豊岡演劇祭実行委員会のハラスメント相談窓口や公的機関等の相談窓口にご相談することを勧めてください。

- (4) ハラスメント対応の組織体制

- ① ハラスメント相談窓口

話を聞き、気持ちや状況を一緒に整理し、相談者にとって一番良い解決方法を一緒に探します。

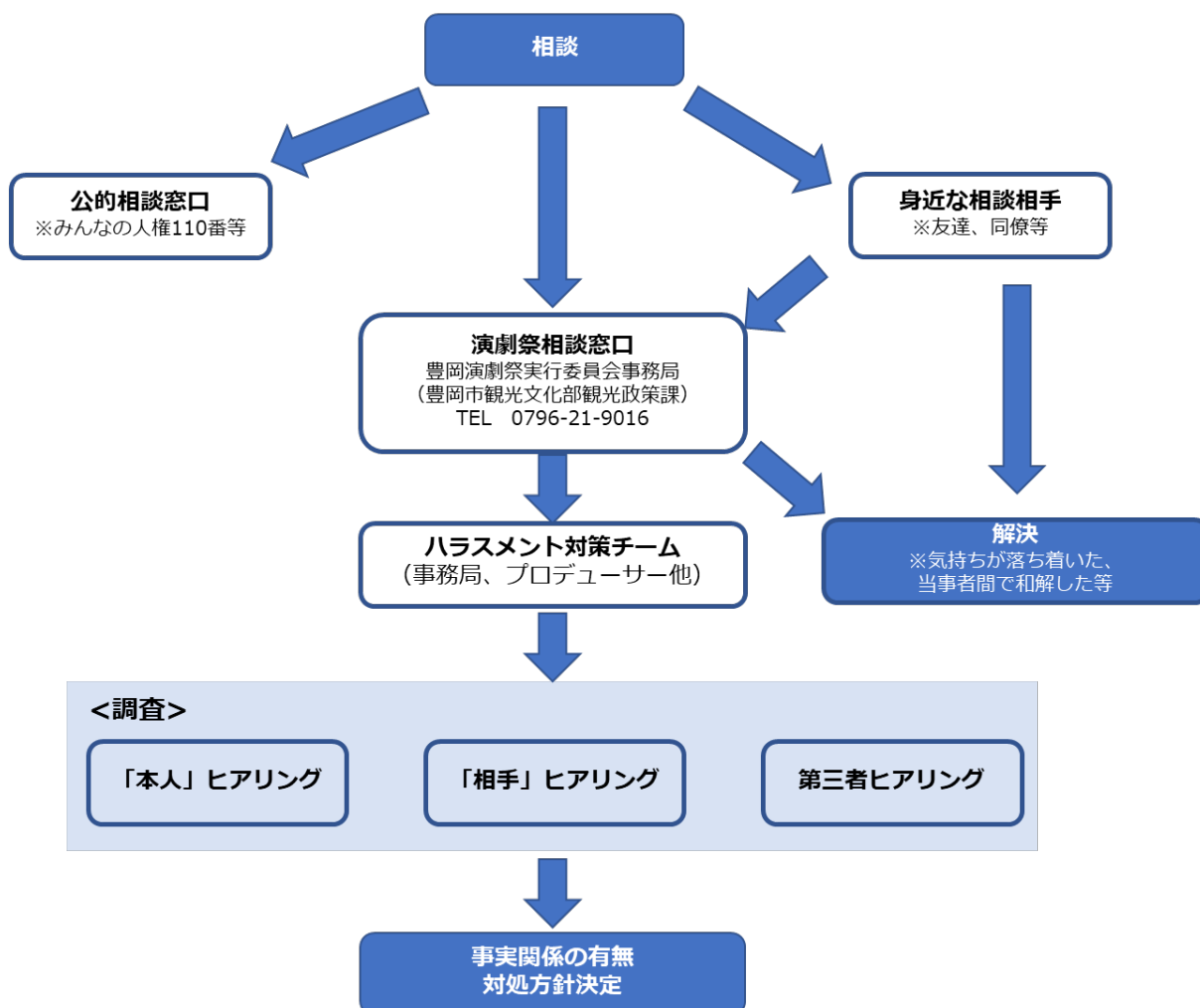
相談者のプライバシー保護に最大の配慮をし、相談者の意志に反して第三者に口外することはありません。なお、過去に起きた事案であっても相談できますが、記憶による調査には限界があり、対応が限られることがあります。

- ② ハラスメント対策チーム

相談で問題が解決しない場合は、ハラスメント対策チームが相談者と相手(加害者)およ

び第三者にヒアリングをしたうえで対処方針を決定します。対処方針が決定する前にハラスメントの疑いのある行為が継続している場合等、緊急性があると認められるときは、相談者の意志を確認したうえで、当該行為を排除するために必要な措置を臨時にとることができます。

対応フローチャート



※演劇祭相談窓口およびハラスメント対策チームは2名以上で構成しています。
 事案に応じて適宜チームを編成し、相談者のプライバシーに配慮しながら対処します。

(5) 公的機関等の相談窓口の紹介

- ハラスメント悩み相談室（厚生労働省）による相談機関紹介

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/facility.html>

- 女性の人権ホットライン（法務省）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html>

職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話。